

# 大規模イベントに係る県の対応方針

令和2年7月10日（令和3年11月25日改訂）

## 1 趣 旨

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントの開催に当たっては、令和3年11月19日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡により、主催者は具体的な感染防止策を記載した感染防止安全計画（以下「安全計画」）を作成し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うこととされた。

については、県内で開催される大規模イベントについて、イベントが開催される施設を所管する部局や当該イベントを主催・後援するなどイベントに関係する部局において、安全計画により感染防止対策を確認するとともに必要な助言を行うこととする。イベント終了後、各部局はその結果について静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（危機管理部）まで提出するものとする。

## 2 安全計画の作成等

### （1）対象となるイベント

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント

※緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域においては、参加人数5,000人超で安全計画の対象となる。

### （2）安全計画の提出

主催者は、以下の内容を記載した安全計画を作成し、イベント開催の2週間前までを目途に県へ提出する。

#### ①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことの周知・徹底等

#### ②手洗、手指・施設消毒の徹底

こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底等

#### ③換気の徹底

法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気の徹底

#### ④来場者間の密集回避

入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施

#### ⑤飲食の制限

飲食可能エリアにおける感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底等

#### ⑥出演者等の感染防止策

有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理の徹底等

#### ⑦参加者の把握・管理等

参加者の連絡先把握や直行・直帰の呼びかけ等、イベント前後の感染防止の注意喚起等

⑧ (ワクチン・検査パッケージにより行動制限の緩和を希望する場合)

検査内容 (PCR 検査、抗原定量検査、抗原定性検査等の種別及び事前送付、現地検査等の実施方法)、「ワクチン接種歴」及び「検査結果の陰性」の確認方法

(3) 結果報告書の提出

主催者は、イベント終了後、1か月以内を目途に結果報告書を県に提出する。

3 安全計画の確認

(1) 安全計画の受付窓口

① 県有施設における大規模イベント等 …施設所管部局

② その他団体、民間施設等の大規模イベント等

○ 各部局の関係団体や、民間等が主催者で県の施策方針に沿ったイベント  
(産業振興、子育て支援、高齢者支援、文化振興、スポーツ振興など)

…所管部局

○ 所管が不明なイベント

…危機管理部

(2) 確認事項

安全計画の提出を受けた部局は、以下の点の確認を行い、感染防止策として不十分であると判断した場合は、主催者に対して必要な助言等を行う。その際、主催者事情に配慮し、安全計画提出後、原則1週間以内を目途に連絡する。

① 基本的感染防止策の全項目にチェックが入っているか

② 項目ごとに具体的に記述された内容が、以下の観点を参考に、有効かつ実現可能なものとなっているか。

<観点>

- ・ イベントの規模に対する妥当な感染防止策の規模か
- ・ 有効な感染防止策となっているか
- ・ 計画だけでなく実効性が担保された感染防止策となっているか
- ・ イベントや利用施設に固有のリスクがある場合、それらのリスク分析対策がなされているか
- ・ ワクチン・検査パッケージを活用する場合は、具体的な確認方法が十分実行可能なものであるか
- ・ 有識者から助言を受けている場合は、その助言内容を踏まえた感染防止策となっているか

(3) 受付結果の提出先等

① 提出先：静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局（危機管理部）

② 提出方法：確認結果等を別途示す様式にとりまとめの上、イベント主催者から提出された安全計画とともに提出

③ その他：開催後にクラスターの発生、感染防止策の不徹底が確認された場合、速やかにその旨を事務局に報告